

被用者年金一元化についての考え方と方向性

平成17年12月14日

与党年金制度改革協議会

公的年金制度については、国民年金を含めた一元化をも展望しつつ、我々は、以下のような考え方と方向性の下に、被用者年金（厚生年金、共済年金）の一元化を速やかに進めることが必要と考える。政府においては、今後、この考え方と方向性を踏まえ、与党とも連携しつつ更に検討を深め、できるだけ速やかに処理方針を策定されたい。

1. 今般の被用者年金一元化の本旨は、公的年金全体に対する国民の信頼を確保し、制度の安定化、公平化を図ることである。

そのため、いわゆる官民格差の是正、すなわち民間準拠の基本精神に立って、被用者全体で年金財政を一本化する。

そこで、まず被用者に共通する1・2階部分について、給付と負担や積立金が被用者全体で同一の取扱いになることを基本に見直すべきである。

(1) 共済年金の1・2階部分の保険料率は、現在は厚生年金に比べて低くなっているが、加入者や事業主の負担増が急激なものにならないよう配慮しつつ、できる限り速やかに厚生年金の水準に統一する。

(2) 共済が現在持っている積立金については、1・2階部分の給付に充てられるべき部分を明確に仕分け、厚生年金の積立金とともに、被用者に共通する1・2階部分の給付に充てる共通の財源として、共通のルールに基づき、適切に管理・運用を行う。

(3) 遺族年金の転給など、適用・徴収・給付に係る厚生年金と共済年金との間の制度的な差違については、厚生年金のルールに揃えることを基本に、解消していく。

2. 一元化後の被用者年金については、これまでの経緯や現場の実態を十分踏まえて、出来るだけ国民の立場に立った、分かりやすく無駄のない効率的な運営を目指すべきである。

(1) 制度や組織の一元化の形態については、職員の身分移管やシステム開発などに過大な移行コストがかからないようにする。

(2) これまで様々な年金制度に加入していた場合であっても、被保険者や受給者が、自分自身の年金個人記録に基づく年金相談等を1か所で受けられるワンストップ・サービスを実現する。

3. 現在の公的年金方式（強制・賦課方式）としての3階部分（いわゆる職域加算）については、保険料の半額は、公務員にあっては国民の納めた税で負担されている。この点にも留意し、職域加算については、今般の被用者年金一元化の本旨を踏まえ、既裁定分など過去期間についての適切な見直しを行いつつ、原則として廃止する方向で検討すべきである。

4. 過去の恩給期間に対応する共済年金の追加費用については、全額を国民が納めた税で負担している。今後は基本的に新規裁定もなく、順次縮小していくものであるが、1・2階部分の保険料率が厚生年金と同じ水準になることや、3階部分の見直しの結果を踏まえ、今般の被用者年金一元化の本旨に照らして、過去分の今後の取扱いについて、その縮減のための抜本的見直しを行い、できるだけ早く廃止する方向で検討すべきである。

5. 共済の福祉施設については、積立金運用の一環（福祉事業への貸付）として行われていることから、1・2階部分の給付に充てられるべき積立金運用の在り方の見直しの中で、適切に対応することが必要である。